

ネットとうほく 2020 (検) 第4号-1

2020年(令和2年)5月26日

〒104-6222

東京都中央区晴海一丁目8番12号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 22階

株式会社オーネット

代表取締役 森谷 学 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体に、貴社の定める中途解約の際の返金の基準が、特定継続的役務提供契約の中途解約における違約金額等の制限に違反しているのではないかと、この情報が寄せられました。

そこで、貴社の現在の契約条項の内容等について下記のとおり照会いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、本書面到達後2か月以内を目処に、下記照会事項に対するご回答を文書にて上記連絡先宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 照会事項

- 1 貴社ホームページ上のサービス・料金案内のページで紹介されている「活動諸経費でできる3つのこと」として、①フォトジェニックサービス、②オーネットパス(写真検索)へのデータ登録、③イントロG(プロフィール検索)への掲載があげられておりますが、これらについて、以下の点をご教示ください。
 - (1) 活動諸経費7万6000円の料金内訳はどのようになっていますか。上記①～③のそれぞれの金額がいくらかをお示しください。
 - (2) 上記②について、一度登録すれば、データ登録料金は、その後は一切生じないのでしょうか。
 - (3) 上記③について、ホームページ上は「※活動開始より2～3ヵ月目から3ヵ月間の掲載となります」と記載されています。活動諸経費として支払うのは、3ヵ月分の掲載料ということでしょうか。掲載料は月単位で計算されているのでしょうか。
- 2 貴社における月会費は、具体的にはどのような役務に対する対価として定められているのでしょうか。
- 3 貴社が使用している申込書類、契約締結前の説明のために交付している書面、規約、チラシ等、関係書類の写しをお送りください。

第2 照会の理由

本照会は、前述の通り、貴社の定める中途解約の際の返金の基準が、特定継続的役務提供契約の中途解約における違約金額等の制限に違反しているのではないかとの問題点を検討するために実施するものです。

上記の検討にあたっては、貴社が顧客に提供する役務の内容とそれに対する金銭的な対応関係等を確認する必要があることから、第1項の照会事項への回答と貴社において使用している各種資料の提供をお願いいたします。

以上